

成田市児童ふれあい交流事業 募集要項兼仕様書

1. 件 名 成田市児童ふれあい交流事業業務委託
2. 実施会場 成田市内とし、施設は特に指定しない。
3. 委託期間 委託契約締結の日から令和9年3月31日まで
4. 予 算 委託料（税込）上限 100,000 円（講師謝金、印刷費、消耗品等を含む。）
5. 支払方法 業務完了後一括払い
6. 応募要件 業務にあたっては、過去に子育て支援のボランティア等の実績がある団体であること。（個人不可）
7. 委託内容 詳細については、以下のとおり。
 - （1）次のいずれかの事業を実施することにより、児童と保護者のふれあい、様々な人との出会い、地域の仲間づくりを促進し、子育て家庭の支援や児童の健全育成を図る。
 - ① 赤ちゃんとの出会い、ふれあい、交流事業
 - ② 異年齢児との交流事業
 - ③ 世代間の交流事業
 - ④ その他、児童のふれあい交流に資する事業
 - （2）パンフレットやチラシ等を作成・配布し、事業実施の周知に努めること。
 - （3）屋外での実施を計画する場合、雨天等を考慮し、予備日または代替策を設けること。
なお、受託者の責に帰すべき事由以外の事由により事業の実施ができなかった場合は、それまでの準備費用を委託料として支払う場合もある。
 - （4）事業の実施効果を計るため、写真等による記録、アンケートなどを実施し、実施事業内容の報告と合わせ、成果品として提出すること。
 - （5）業務の実施に先立ち、市担当者との日程調整及び打合せを行うこと。
また、受託者は、業務にあたって次のものを提出すること。
・従事者名一覧表（責任者を明記のこと）
 - （6）業務に必要な備品等については、原則受託者の負担とする。（委託料については原則後払いとするが、準備費用等については個別の協議において、必要性に応じ前払いとすることも可）
8. 実施回数 期間中1～2回程度
(イベント内容・規模によっては1回でも可、時間帯で区切ったの実施も可)
9. 参 加 費 無料とすること。（但し、材料費等の実費徴収は可）

10. 選 定 成田市こども未来部こども政策課において、書類審査のうえ委託者を選定する。
応募者が1者のみの場合、審査結果の評価得点が総評価得点の6割以上であるときは、当該応募者を委託者として選定する。

11. スケジュール

企画提案に係る質疑受付	令和8年10月28日(水)正午まで
質疑に係る回答	令和8年10月30日(金)(予定)
企画提案書の受付	令和8年11月2日(月)から11月10日(火)まで
業務委託者の決定	令和8年11月下旬(予定)
業務委託契約の締結	令和8年11月下旬(予定)

12. 企画提案に係る質疑応答

応募者の公平を期すため、質疑受付期間を設ける。質問書は、任意の様式でメールまたは郵送にて10月28日(水)正午までに提出すること(必着)。質疑に対する回答は10月30日(金)に成田市ホームページ内(<https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/index0666.html>)にて公開する予定。応募者が特定される個別の質問内容等を除いては、すべての応募者等(応募しようとする者を含む)に回答する。また、審査基準及び他の応募者を特定する質問等は受け付けない。

13. 企画提案書の受付

(1) 提出書類

- ①企画書
- ②概算内訳書(事業に係る収入・支出内訳が分かるもの)
- ③工程表

それぞれ様式は任意とするが、別添「児童ふれあい交流事業に係る企画提案書」を提出物の表紙とし、1部を提出すること。



(2) 提案の受付期間等

令和8年11月2日(月)から11月10日(火)(必着)
午前9時00分から12時及び午後1時から午後4時30分(なお土曜日、日曜日は受付不可。)
こども政策課(市役所本庁舎2階)に事前連絡をし、直接書類を持参すること。

(3) 提出書類の取扱い

応募者が市に提出した応募書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(4) 企画提出上の留意点

- ・応募に係る費用等は、応募者の負担とする。
- ・応募者の不在や応募者より提出された企画内容、会場の都合等により実施が困難な場合は、企画の採用を見送る場合がある。

問い合わせ先

成田市こども未来部こども政策課

電話：0476-22-1270

FAX：0476-24-1086

E-mail：ko-seisaku@city.narita.chiba.jp